

公益財団法人成長科学協会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人成長科学協会（以下「本協会」という。）の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第29条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上本協会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に定める評議員をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (7) 費用とは、定款第18条第2項及び第35条第2項に基づき、職務の遂行に伴い直接発生する交通費、通勤費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第18条第1項に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬は別表第1に定める限度額の範囲内とする。

- 2 前項に定める常勤役員に対する報酬の額は、理事は理事会の決議により定め、監事は監事同士の協議により定めるものとする。

- 3 非常勤役員に対する報酬等は、別表第2に定めるところによる。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、別表第3に定めるところによる。
- 5 前項の退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 評議員の報酬等は、別表第4に定めるところによる。

(報酬等の支払日)

第5条 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、非常勤役員及び評議員に対する報酬等にあつては、理事会等出席等、必要の都度、支払うものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給することができる。

(賞与等)

第7条 本協会は、役員等に対し、この規程に定めない賞与及びその他の手当は支給しない。

(費用)

第8条 本協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものと認められる費用についてはあらかじめ概算支払いによることができるものとする。

- 2 前項の費用については別に定める。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第10条 報酬等の支払方法について、この規程に定めのない事項は職員給与規程を準用する。

- 2 定款第38条第5項に定める名誉顧問及び顧問に対する費用の支払いについては、この規定を準用する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附則

この規程は、公益財団法人成長科学協会の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬の限度額

年間報酬額は、7百万円以下とする。

別表2 非常勤役員の報酬等

- 1 理事会出席等の都度、報酬として一人一律33,333円/日とする。ただし、同一の日に理事会と評議員会が開催され、それぞれに出席した場合も、33,333円とする。
- 2 監事監査（行政庁の立入検査を含む。）及びこれに立ち会った場合の都度、報酬として一人一律33,333円/日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、監事監査のうち会計監査の報酬は、次のとおりとする。
 - (1) 月次会計監査を行った場合は、報酬として一人一律66,666円/日とする。
 - (2) 決算会計監査を行った場合は、報酬として一人一律66,666円/日とする。

別表3 常勤役員退職手当の算出要領

- 1 退職時における俸給月額×（勤続年数－1）
- 2 勤続期間の計算については、職員退職手当規程を準用する。

別表4 評議員の報酬等

評議員会出席の都度、報酬として一人一律33,333円/日とする。